

浄化槽の設置を助成します

ー 浄化槽設置整備事業補助金についてー



大船渡市では、海や河川の汚れを防止するため、専用住宅または店舗等併用住宅（延床面積の2分の1以上が住宅であるものに限る）に浄化槽を設置する方に、補助金を交付しています。

● 補助対象について

令和5年度から国の補助要件が変わり、汚水処理未普及の解消につながる合併処理浄化槽の設置費用のほか、汲み取り便槽等の撤去費用及び生活排水を合併処理浄化槽に流入させるために必要な管を設置する費用についても補助対象となっています。 なお、次のいずれかに該当する場合は補助対象外ですので、ご利用を検討されている方はご注意ください。

- ◆ 建て替えや増改築、リフォームなどにより既存の合併処理浄化槽を入れ替える場合
- ◆ 市内の公共下水道や漁業集落排水が整備、または整備予定の区域内で合併処理浄化槽を使用している方が転居し、合併処理浄化槽を新設する場合 ※集合住宅・貸家からの転居や、分家独立を除く
- ◆ 合併処理浄化槽を使用している方が市内の浄化槽補助対象区域内で転居し、合併処理浄化槽を新設する場合 ※分家独立を除く

● 補助金の額（限度額）

人槽区分	要 件	限 度 額
5人槽	延床面積が130㎡以下	390,000円
7人槽	延床面積が130㎡超	474,000円
10人槽	二世帯住宅など	660,000円

※条件によっては補助金の額が変更となる場合があります。
詳しい内容は、下水道課普及係までお問い合わせください。

区 分	限 度 額
撤去費用（※1）	90,000円
配管費用（※2）	300,000円

※1 単独処理浄化槽、汲み取り便槽の完全撤去（清掃、消毒、掘り起こし、産業廃棄物処理等）に要する費用

※2 単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換により、生活排水を浄化槽へ流入させるために必要な管を設置する工事費

● 補助対象地域

公共下水道や漁業集落排水が整備されていない区域及び公共下水道事業計画の認可を受けていない区域

● 補助対象期間

当該年度の3月10日までに事業が完了するものが補助対象となります。3月10日に間に合わない場合は、翌年度の申請になります。

● 申請について

補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、必ず浄化槽工事の着手前に申請を行ってください。 着手後に申請された場合は補助対象外となります。

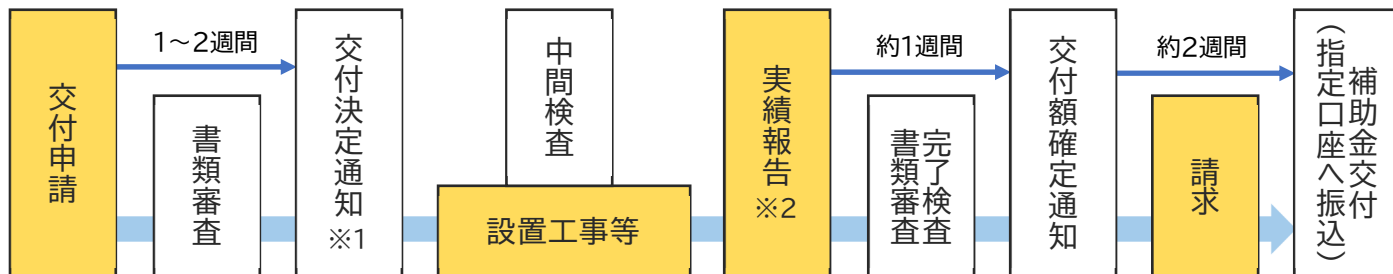
なお、申請にあたっては、設置工事を行う浄化槽施工業者へ事前にご相談ください。

※予算の範囲内での申請受付となります。

● 工事完了後について

市担当者による完了検査(浄化槽本体・ブローワ・放流先付近の写真撮影)を行います。立会い等は不要です。その後2～3週間程度で補助金を交付します。

● 申請から交付までの流れ



※ 1…交付決定後に申請内容を変更する場合は、速やかに「変更承認申請書(様式第4号)」を提出してください。

※ 2…実績報告は、設置工事完了後30日以内、または3月10日のいずれか早い方までに提出してください。

● Q & A

Q 浄化槽を設置したいのですが、施工業者が分かりません。

A 県内の浄化槽施工業者を紹介しますので、お問い合わせください。

→新築や増改築の場合は工務店などで手配していることがほとんどですので、一度ご確認ください。

Q 設置費用はどのくらいかかるのでしょうか？

A 地形や家屋の立地状況、水回りの配置、施工業者によっても異なりますので、複数の業者から見積もりをとることをおすすめします。

Q アパートや貸家に浄化槽を設置する場合も、補助の対象になりますか？

A 事業目的での設置は対象外ですので、補助を受けることはできません。

→大船渡市では補助対象を10人槽までと定めていますので、これより大きい浄化槽を設置する場合も対象外となります。

Q 浄化槽と下水道の違いを教えてください。

A 生活雑排水を処理する目的では同じものですが、処理方式が異なります。

→一般的には、浄化槽よりも下水道の方が処理能力は高いとされています。そのため、市の補助を受けて浄化槽を設置した場合でも、将来下水道が整備された際には、下水道に切り替えていただくことになります。

Q 水道と同じように、浄化槽にも使用料がかかるのでしょうか。

A 大船渡市の浄化槽は個人設置型なので、使用料はいただいておりません。



お 問 い
合 わ せ

大船渡市役所 上下水道部 下水道課 普及係

☎0192-27-3111(内線 201) / FAX:0192-27-7844

HP:<https://www.city.ofunato.iwate.jp/soshiki/gesuido/>